

## 第 4 章

# 心にうるおいと感動をもたらす 文化芸術活動の推進

## 第1節

### 子どもの文化芸術活動の推進

【担当課：文化課】

#### 教育施策の基本方針概要

優れた舞台芸術を鑑賞する  
機会の充実

優れた芸術家等と触れあう  
機会の充実

文化施設の利活用促進

文化芸術活動を発表する機  
会の充実

#### 事業計画

##### 夢のコンサート

小中学生に優れた音楽を鑑賞する機会を提供するとともに、参加場面を設けるなど優れた芸術家と触れあう機会の充実を図ります。  
【対象：小・中学校の児童生徒】

##### 児童生徒芸術劇場「楽しいオペラ教室」

小中学生に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、参加場面を設けるなど優れた芸術家と触れあう機会の充実を図ります。  
【対象：小・中学校の児童生徒】

##### アートフルステージ巡回公演

特殊教育諸学校の児童生徒に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、参加場面を設けるなど優れた芸術家と触れあう機会の充実を図ります。  
【対象：特殊教育諸学校の児童生徒】

##### 文化庁派遣公演等の招聘

文化庁が実施する優れた舞台芸術公演等を積極的に学校等へ招聘します。

本物の舞台芸術体験事業

学校への芸術家等派遣事業

【対象：全学校の児童生徒】

##### 美術館・博物館活動の充実と活用

県立美術館・博物館において、参加体験型事業の充実や子どもたちが理解を深められるような工夫を行うとともに、学校教育における利活用を促進します。  
【対象：学校、親子等】

##### 小中学校芸術祭

小中学生の芸術文化を創造・発表する機会を提供します。

小中学校美術展覧会、合唱合奏大会の開催

【対象：小・中学校の児童生徒】

##### 高等学校芸術祭

高校生の芸術文化を創造・発表する機会を提供します。

高等学校美術展覧会、音楽会、演劇祭の開催

【対象：高等学校の生徒】

##### 全国高等学校総合文化祭派遣事業

高校生の文化の祭典として全国的な発表の場である全国高等学校総合文化祭に本県代表を派遣し、芸術文化の交流を促進します。

【対象：高等学校の生徒】

教育施策の基本方針概要

指導者の育成と確保の支援

いばらき文化の発信の支援

事業計画

文化部活動の指導者等の育成

文化庁が実施する「学校への芸術家等派遣事業」などを活用して地域で活躍する芸術家を派遣し、文化部の指導者育成のための機会の充実を図ります。 【対象：全学校の教員等】

全国高等学校総合文化祭派遣事業（再掲）

第1節

文化財の保存・活用

【担当課：文化課】

教育施策の基本方針概要

事業計画

文化財保護経費の助成

文化財修理事業

国・県指定文化財の修理に際し、文化財所有者の経済的負担の一部を助成し、価値ある文化財を保護します。

【対象：文化財所有者】

文化財の積極的な活用

重要な文化財の国・県指定事業

価値の高い文化財を国・県指定として、保存・活用を図ります。

【対象：文化財所有者】

文化財調査・研究の実施

文化財保護指導委員による文化財調査等事業

文化財保護指導委員による文化財巡視を計画的に進め、文化財保護のための調査を実施します。

また、文化財保護上の諸問題について、市町村教育委員会の専門職員等と定期的に研究・協議します。

【対象：文化財所有者，市町村】

近代化遺産総合調査等の実施

近代化遺産（建造物等）総合調査事業

近代化遺産の歴史的沿革や建築技術・技法に関する総合的な調査を実施します。

【対象：近代化遺産所有者】

## 第2節

### 埋蔵文化財の保存・活用の推進

【担当課：文化課】

#### 教育施策の基本方針概要

埋蔵文化財関係資料の整備

埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底

埋蔵文化財の専門職員の配置促進と市町村との連携

埋蔵文化財保存・活用の施設整備構想の検討

#### 事業計画

遺跡地図・遺跡台帳整備事業

埋蔵文化財包蔵地の所在状況を的確に把握して遺跡台帳を整備し、的確な遺跡地図の更新を図るとともに、将来の遺跡GIS（地図情報システム）の導入に備えます。 【対象：市町村】

市町村指導・連携事業

埋蔵文化財の保存・活用の充実を図るため、埋蔵文化財の専門職員を複数配置するよう市町村に積極的に働きかけるとともに、教育事務所に配置する埋蔵文化財指導員による埋蔵文化財の取扱いについての助言を進めます。 【対象：市町村】

### 第3節

## 埋蔵文化財指導者の育成・活用

【担当課：文化課】

#### 教育施策の基本方針概要

埋蔵文化財調査研修会の実施

埋蔵文化財調査協力員による埋蔵文化財調査への支援等

#### 事業計画

埋蔵文化財調査研修会

公立学校教員及び市町村教育委員会文化財担当職員を対象に、埋蔵文化財の調査等に必要な基礎的知識・技術を習得するための研修会を実施します。 【対象：市町村】

埋蔵文化財調査協力員の活用

埋蔵文化財調査研修会修了者のうち、教員を教育事務所ごとに協力員として登録し、市町村教育委員会からの協力要請に対応します。 【対象：市町村】

第1節

地域に根ざした伝統文化の継承

【担当課：文化課】

教育施策の基本方針概要

事業計画

伝承者養成の支援

郷土民俗芸能の集い開催事業

県内に伝わる国・県指定無形民俗文化財を中心に公開し、保存意識の高揚と後継者の養成を促進します。 【対象：保存団体】

伝統芸能継承の支援

親子ふれあい文化まつり開催事業

子どもたちを中心に郷土民俗芸能の発表の機会を提供してその継承活動を支援するとともに、地域に伝わる民話の発表や昔のくらし体験など、郷土の伝統文化を楽しみながら体験できるイベントを実施します。 【対象：県民，保存団体】

伝統芸能等ビデオ作成事業

伝承者の演技等の習得に役立つための映像を記録します。

【対象：保存団体】

文化財への指定

無形民俗文化財の新規指定事業

価値の高い無形民俗文化財を県指定無形民俗文化財として指定し、その保存・伝承を図ります。 【対象：保存団体】

文化財愛護精神の普及

文化財愛護推進セミナー開催事業

文化財愛護に努めている関係者を顕彰するとともに、文化財の保護・活用に関する講演等を実施します。

【対象：市町村文化財保護審議会委員等】

第1節

美術館・博物館活動の充実と活用

【担当課：文化課】

教育施策の基本方針概要

事業計画

子どもたちが親しみやすい環境づくり

子どもたちが理解を深められるような工夫  
展示物に関する作品解説に平易な表現を用いたり、子ども向け解説シートの作成などにより、子どもたちが効果的に展示物等への理解を深めることができますようにします。【対象：子ども】

体験型事業の充実  
子どもたちの「見たい」、「知りたい」、「体験したい」という興味・関心や意欲に応えるため、各施設の特性を生かしたワークショップや展示解説ツアーなど、親子等で気軽に参加できる体験型事業の充実を図ります。【対象：親子等】

ミュージアム利用促進事業(自然博物館「年間パスポート」の発売)  
家庭や地域における普段の生活の中で、親子等で気軽に何度でも博物館に親んでもらえるよう、ミュージアムパーク茨城県自然博物館において新たに「年間パスポート(年間入館券)」を発売します。【対象：県民等】

学校教育との連携

学校教育における利活用促進  
講師派遣や研修会等の実施を通して、授業等における県立美術館・博物館の活用方法を積極的に提案していくとともに、より活用しやすい施設となるよう学校のニーズを館運営に反映していきます。【対象：全学校の教員】

県民ニーズに応えた事業展開

展覧会の充実  
国内外の優れた美術作品や自然環境など、普段の生活において触れることの少ない文化や話題性のあるテーマを扱った展覧会を企画・開催します。【対象：県民等】

博物館間の連携促進

地域に根ざした博物館運営

地域の特性を生かした事業展開  
それぞれの地域の歴史的背景や特性を生かした運営に努めるとともに地域のイベント、観光資源、施設等と連携した事業展開を図り、地域に根ざした博物館運営を推進します。【対象：県民等】

博物館情報の充実・活用

博物館資料のデータベース化等の促進  
県立美術館・博物館の持つ情報を広く活用してもらうため、所蔵資料のデータベース化と情報公開を促進します。【対象：県民、学校等】

新規利用者の誘客促進

ミュージアム利用促進事業(PR活動の充実)  
TX主要駅において、年間を通して県立美術館・博物館の魅力に沿線の県民や首都圏の住民にPRすることにより、新規利用者の誘客促進を図ります。【対象：県民等】